

第9回 政策企画会議 会議概要

| | |
|------|-----------------|
| 開催日 | 2021年3月31日（水曜日） |
| 議 題 | 令和3年度の区政運営について |
| 担当部署 | 企画部企画課 |

事案の概要

○令和3年度の区政運営の考え方について、副区長依命通達として取りまとめた内容と区政運営1年の流れ（PDCAサイクル）を合わせて確認する。

（確認事項）

- ・基本構想（3月23日改定）及び新しい基本計画に基づく区政運営
- ・各部長宛て依命通達の内容
- ・目標と成果による区政運営管理規程の改正

今後の方向性・結論

○上記確認事項について了承し、令和3年度の区政運営について決定する。
また、拡大部長会にて各部長に周知し、同日付で庁内に依命通達を行う。

各部長
会計室長

副区長 白土 純

令和3年度の区政運営について（依命通達）

令和3年度は、今後の区政運営の根幹をなす基本計画の策定を予定しており、基本構想（令和3年3月23日改定。以下「基本構想」という。）で描く10年後に目指すまちの姿を実現するための取り組みを展開していくほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会経済情勢の変化に適応し、中長期かつ抜本的な区政構造改革に着手する極めて重要な1年となる。

令和3年施政方針では、新型コロナウイルス感染症への対応、区政構造改革の推進、基本構想の改定及び基本計画の策定について掲げたところである。

新型コロナウイルス感染症への対応については、区民が安全・安心にワクチン接種を受けることができる体制の構築、区民の命と健康を守る取組の推進による地域経済の立て直し、すべての子どもの心身の健やかな成長が保障されるよう学び・体験の支援、生活支援等に取り組んでいく。

区政構造改革の推進については、非常に厳しい財政状況を見据えて、持続可能な区政を目指し、概ね3年間で取り組む区政構造改革実行プログラムをとりまとめていく。デジタル化を踏まえた行政サービスの再編、区有施設再編のさらなる検討、優先度の高い行政課題に注力するための組織の再編等に取り組む、メリハリのある区政運営を進めて次世代へ引き継いでいく。

基本構想の改定及び基本計画の策定については、基本構想が目指すまちの姿（目標）を区民と共有し、区民との協働・協創により「つながる はじまる なかの」の実現を目指すとともに、新しい基本計画で政策、施策及び重点プロジェクトを定めて取り組んでいく。重点プロジェクトについて、「子育て先進区の実現」では、子ども・若者支援センターの設置による相談支援体制の強化、学習支援や子ども食堂などの区民による子育て支援活動との協働を進めていく。「地域包括ケア体制の実現」では、新型コロナウイルス感染症の状況を見定めながら地域で活動する区民等の力を活かせるよう支援し、地域の多様な主体と連携したアウトリーチ活動等を積極的に推進していく。「活力ある持続可能なまちの実現」では、中野駅周辺まちづくりによって区全体の活力とにぎわいを高め、西武新宿線の連続立体交差事業を契機とした沿線各駅周

(施行文)

辺のまちづくりを着実に進め、それぞれの地元の思いを形にしていく。

「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素社会の実現への取組の推進及び気候変動への適応の課題について取り組んでいく。また、区政運営の基本方針として、対話・参加・協働に基づく区政運営、危機の発生に備えた体制の強化、社会の変化に対応した質の高い行政サービスの提供などに取り組んでいく。

このことから、今年度は基本構想及び新しい基本計画に基づく区政運営に移行し、下記の点を重視した区政運営を行うこととする。

各部におかれては、令和3年度の経営戦略を作成して部の運営を進めるとともに、職員と共有して執行体制の整備を図られたい。また、未曾有の危機的状況が続いていることを踏まえ、臨機応変に対応できる柔軟な体制を整えられたい。

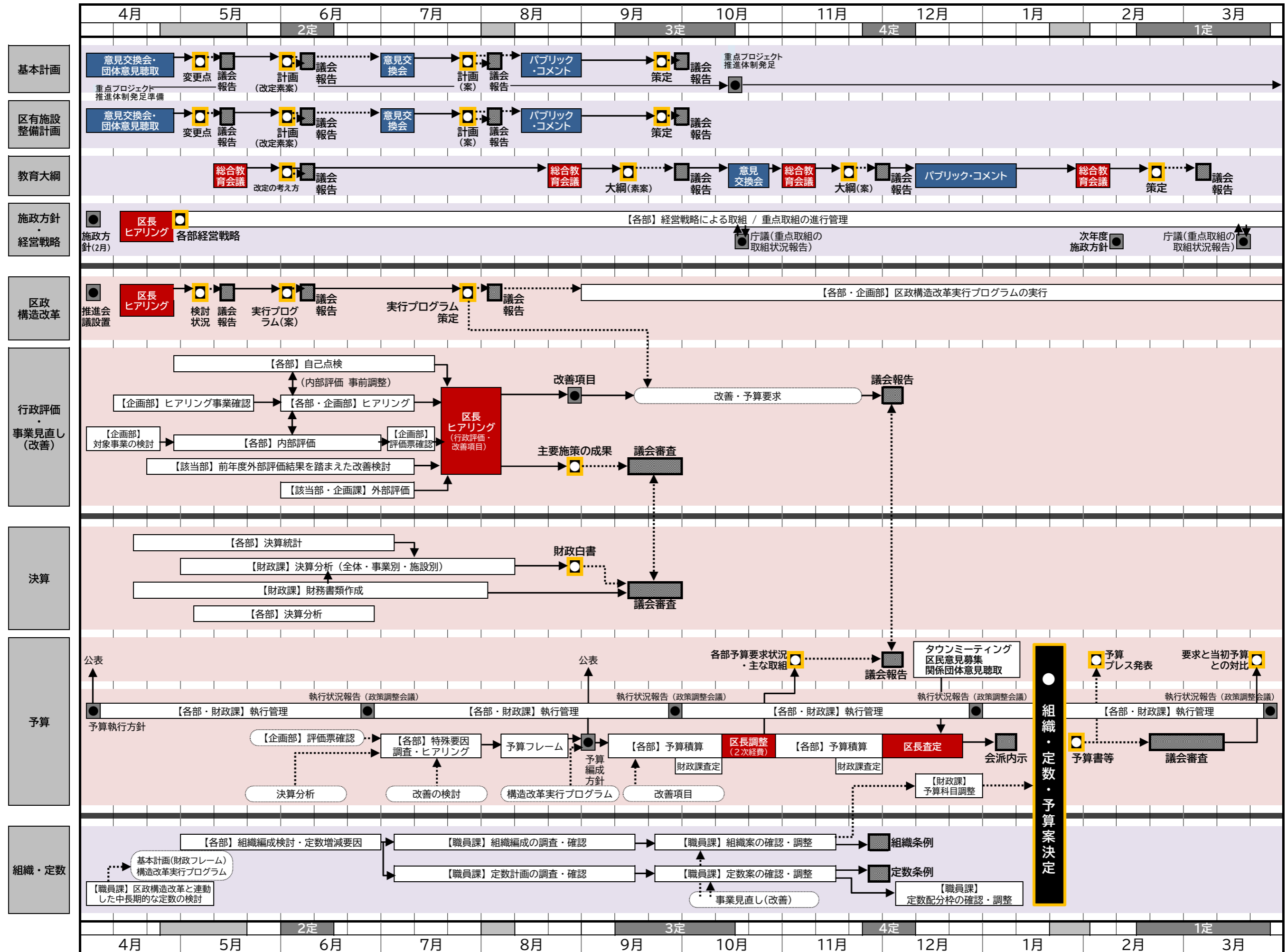
この旨、命により通達する。

記

- 1 区の目標は、基本構想で掲げるまちの姿とする。また、新しい基本計画（素案）の政策体系（政策－施策－事業）に基づき令和3年度を始期とした5年間のサイクルによって進行管理を行う。
- 2 基本構想及び新しい基本計画（素案）で掲げる基本方針に基づく区政運営を行う。
- 3 新しい基本計画における重点プロジェクト及び区政構造改革など、組織横断的な取組や短期集中対応が求められる事案については、権限と責任を明確にした推進体制を構築し、成果を上げるためのプロジェクト・マネジメントの徹底を図る。
- 4 新型コロナウイルス感染症対策における人員配置、予算措置、区民サービスなどの感染防止・感染者対応等の体制整備を最優先とする。ワクチン接種体制や経済対策等の動き、今後想定される感染拡大に備え、迅速かつ適切に対策を講じられるよう、適宜執行体制の整備を図る。
- 5 各部は、前述1～4、施政方針及び各部の政策課題を踏まえて、単年度の部の目標及び経営戦略を設定し、部の運営を行う。また、区政運営一年の流れ（PDCAサイクル）を別添のとおり定める。

令和3(2021)年度 区政運営一年の流れ(PDCAサイクル)

令和3年(2021年)4月1日
企 画 部



(凡例) ○ 成果物(公表を前提) ● 成果物(主に内部) □ 区長調整等 ■ 議会 □ 作業等 ○ 再掲 作業手順 因果関係・相関関係

目標と成果による区政運営管理規程（平成16年中野区訓令第5号）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>基本目標</u> 中野区基本構想で描くまちの姿をいう。</p> <p>(2) <u>政策体系</u> <u>基本目標の実現のために区が行う取組を目的と手段の関係で整理し、政策、施策及び事業の階層で体系化したものをいう。</u></p> <p>(3) （略） （区政運営の原則）</p> <p>第3条 区政運営は、目標と成果による区政運営を全ての行政活動の基本方針とし、区の全ての資源を<u>基本目標の実現に最も適する方法により管理し、及び活用することを原則としなければならない。</u></p> <p>2 <u>区政運営は、目標の策定、事業の実施、評価及び改善を継続して行うものとする。</u></p> <p><u>（部の運営）</u></p> <p>第4条 <u>部（中野区組織条例（平成30年中野区条例第49号）第2条に規定する部及び中野区会計室設置規則（平成31年中野区規則第15号）第2条に規定する会計室をいう。以下同じ。）の運営は、基本目標の実現に向け、予算、職員、施設、財産、情報等の経営資源を最大限に活用することを原則としなければならない。</u></p> <p>2 <u>部長（部の長（会計室にあっては、会計室長）をいう。以下同じ。）は、毎年度、基本目標、区長が定める区政運営の方針及び政策課題を踏まえ、部の目標を定めなければならない。</u></p> | <p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>目標</u> 中野区基本構想で描くまちの姿をいう。</p> <p>(2) <u>政策体系</u> <u>目標の実現のために区が行う取組を目的と手段の関係で整理し、政策、施策及び事業の階層で体系化したものをいう。</u></p> <p>(3) （略） （区政運営の原則）</p> <p>第3条 区政運営は、目標と成果による区政運営を全ての行政活動の基本方針とし、区の全ての資源を<u>目標の実現に最も適する方法により管理し、及び活用することを原則としなければならない。</u></p> <p>2 <u>部（中野区組織規則（平成31年中野区規則第4条に規定する部及び会計室をいう。以下同じ。）の経営は、目標の実現に向け、予算、職員、施設、財産、情報等の経営資源を最大限に活用することを原則としなければならない。</u></p> <p>3 <u>部の経営は、政策体系に基づく事業について、評価及び改善を継続して行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>副区長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により区長の職務を代理する副区長の順序が定められている場合は、第1順位の副区長）は、行政評価の進行管理を行うとともに、行政評価の結果を区民に公表しなければならない。</u></p> |

3 部長は、毎年度、前項の部の目標の実現に向け、経営戦略を定め、計画的な運営を行わなければならない。

(部の目標及び経営戦略並びに行政評価の結果の公表)

第5条 前条第2項の部の目標及び同条第3項の経営戦略並びに行政評価の結果は、区民に公表するものとする。